

2019 年度

家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

令和3年3月30日

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

## はじめに

科学技術の進歩、生活習慣の変化、グローバル化の進展等に伴い、多種多様な家庭用品が開発され、日常生活の様々な場面で利用されている。これらの家庭用品は、我々の生活に役立っていることはもちろんであるが、製品の欠陥や誤使用によって健康被害が生じる恐れがある。

家庭用品の安全確保は、第一義的には製造事業者等の責任ではあるが開発・製造の段階で安全対策措置が十分に検討されていても、(誤使用による事故)及び当初は予測できなかった危険性に起因する健康被害の発生を完全に排除することは困難である。

厚生労働省は、家庭用品による事故等を早期に探知し、健康被害の拡大を防止する目的で、昭和54年5月から家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度による情報収集及び分析・評価を実施し、例年「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告(以下「モニター報告」という。)」として公表し、平成30年度分については、小児科8施設のモニター協力病院、一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット(以下「SSCI-Net」という。)及び公益財団法人日本中毒情報センター(以下「JPIC」という。)の協力を得て情報収集を行い、令和元年12月に2018年度のモニター報告として公表を行ったところである。

従前のモニター報告の枠組みでは、誤飲等の事故情報も収集、分析の上、注意喚起等必要な対応を行ってきたが、誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は、消費者安全法等のその他の法令によってもその分析・原因究明、被害の発生・拡大防止等の対策が十分に行われるようになってきたことから、化学物質の毒性に関連すると考えられる健康被害に特化した情報を収集すべく令和元年度からは従前の枠組みを変更した。

具体的には、令和元年度からの枠組み変更後の運用(以下「化学的健康被害症例対応システム」という)では、消費者製品の個々の健康被害症例(事例)における化学物質の影響(関連)をよりの確に評価するため、必要に応じ有識者の意見を聴くなど、原因の究明や対策の検討に重点を置くこととし、誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計、分析の対象とはしていないが、個々の事例の重大性に応じて注意喚起等の対応を適時行うこととしている。

今回のとりまとめ報告では、衣料品、装飾品及び時計等の身の回りの品、製品等の家庭用品による皮膚障害、吸入事故等に関する情報を随時収集・分析し、健康被害を防止する上で必要な留意事項をまとめた。なお、皮膚障害についてはSSCI-Netの協力を得て、吸入事故等についてはJPICの協力を得てとりまとめた<sup>※</sup>。

※ 上述のとおり、今回のとりまとめ報告では、誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計していないため、昨年度までのモニター報告の年次報告における報告件数とは単純比較ができない。

**【協力施設】**

一般社団法人 皮膚安全性症例情報ネット（皮膚障害）

公益財団法人 日本中毒情報センター（吸入事故等）

# 1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告

本報告は、一般社団法人 皮膚安全性症例情報ネット（以下「SSCI-Net<sup>※</sup>」という。）の協力を得て家庭用品による皮膚障害の事例について、収集・整理したものである。

※ SSCI-Net は、医師から皮膚の健康被害や安全性についての質の高い症例情報を収集し、産官学連携で情報を活用することで皮膚の健康被害を早期に発見し、最小化を図ることを目指したネットワークである。

## （1）調査対象・方法

### ● 集計期間

2019年4月1日から2020年3月31日までにSSCI-Netから厚生労働省に健康被害事例として報告された、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。

### ● 報告対象

SSCI-Netが収集している健康被害事例のうち、化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の対象製品及び燃料による事例は除く）。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因であると考えられる事例は含まない。

### ● 調査（情報収集）・集計方法

SSCI-Netでの情報収集は、医療施設194ヶ所（うち病院113ヶ所、一般診療所81ヶ所）の医師から報告される皮膚障害に関する事例をとりまとめることにより実施した。

本とりまとめでは、SSCI-Netから、健康被害事例として報告があったものの全数を「報告全数<sup>※1</sup>」とし、報告全数の内、重症度が以下の要件に該当する健康被害事例は、「異常事例<sup>※2</sup>」として集計した。

#### ※1 報告全数

全ての消費者製品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。

#### ※2 異常事例

「異常事例」では全ての消費者製品を対象とし、以下の重症度判断基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第228条の20の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が1件以上起きた場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。

- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が30日以上（加療30日以上）の事例。

## (2) 調査結果

2019年度において、健康被害事例の報告全数は42件、うち「異常事例」に該当するものは6件であった。

### 1) 報告全数 42件

今年度における「報告全数」の概要を以下に示す。(表1-1)。

表1-1 2019年度・家庭用品による皮膚障害の報告全数

2019年度	
家庭用品	件数
ネックレス	5
ピアス	5
ビューラー	5
イヤリング	4
眼鏡	2
指輪	2
生理用品	2
腕時計	2
化粧用スポンジパフ	2
食器洗剤	1
洗濯洗剤	1
つけまつげ接着剤	1
ビニール手袋	1
二重瞼接着剤	1
ベルト	1
水着	1
下着	1
家庭用手袋（合成ゴム）	1
座卓（漆塗り）	1
紙ナプキン	1
線香	1
編み棒（金属製）	1
総数	42

患者の属性を以下に示す。(表1-2)。患者の性別では、女性が9割強を占めた。皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が8割以上を占め、ピアス、ネックレス等の装飾品が多かった。一方、刺激性接触皮膚炎は洗剤等によるものが多かった。症状の転帰は治

癒例が7割強を占め、治療期間は30日未満の症例が8割強を占めた。

表1-2 2019年度・家庭用品による皮膚障害の属性データ

		2019年度	
		例数	%
性別	男性	1	2.4
	女性	41	97.6
年齢	0～9歳	0	0.0
	10～19歳	1	2.4
	20～29歳	8	19.0
	30～39歳	9	21.4
	40～49歳	8	19.0
	50～59歳	10	23.8
	60～69歳	6	14.3
	70歳以上	0	0.0
皮膚障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎	36	85.7
	刺激性接触皮膚炎	5	11.9
	アレルギー性接触蕁麻疹	1	2.4
症状の転帰	治癒	33	78.6
	治療中 <sup>※1</sup>	7	16.7
	不明	2	4.8
治療期間	30日未満	37	88.1
	30日以上	5	11.9
合計		42	100.0

※1 治療中は症例登録時に治療中だったものを指す。

製品ごとに、原因製品と皮膚障害の種類を以下に示す。

● 金属製品（ピアス、ネックレス等）に関する健康被害症例

製品	皮膚障害の種類
ピアス（5件）	アレルギー性接触皮膚炎
ネックレス（5件）	
ビューラー（5件）	アレルギー性接触皮膚炎（4件） 刺激性接触皮膚炎（1件）
イヤリング（4件）	アレルギー性接触皮膚炎
指輪（2件）	
時計（2件）	

● 非金属製品（ゴム・ビニール手袋等）に関する健康被害症例

製品	皮膚障害の種類
ゴム・ビニール手袋（2件）	アレルギー性接触皮膚炎（1件） 刺激性接触皮膚炎（1件）
洗剤（2件）	刺激性接触皮膚炎

◎Case 1

製品 ビューラー（金属製品）

事例 20歳代女性

状況等 パッチテストにて硫酸ニッケルに陽性。（ビューラーによる症例は、5例中4例が硫酸ニッケルにのみ陽性になった症例である。）眼囲で皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 2

製品 イヤリング（金属製品）

事例 40歳代女性

状況等 イヤリングの金具ではなく、金具を接着している樹脂部分を削ってパッチテスト施行し陽性。原因成分は、tetrahydrofurfuryl methacrylate。耳朶の皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 3

製品 洗剤（非金属製品）

事例 60歳代男性

状況等 食器用洗剤を希釈してパッチテストし、判定結果より刺激性接触皮膚炎と診断された。前腕から手掌にかけての皮疹が生じたが、治癒した。

2) 異常事例 6件

2019年度における「異常事例」の代表的な事例を以下に示す。他には、眼鏡、ビューラー、座卓（漆塗り）、生理用品においても報告されている。

◎Case 1

製品 洗濯用洗剤（非金属製品）

事例 60歳代女性

状況等 洗濯用洗剤および配合成分ジアルキルジメチルアンモニウム塩を希釈してパッチテストし、判定結果より刺激性接触皮膚炎と診断された。頭部および顔面の皮疹が生じ、加療に30日以上要した症例であったが、治癒が確認されている。

◎Case 2

製品 線香（非金属製品）

事例 50歳代女性

状況等 線香をすり潰し試料としてパッチテストを行ったところ、陽性となりアレルギー性接触皮膚炎と診断された。原因となった香料成分は不明。症状が突然発現することから、煙の関与によるものと考察された。顔面の皮疹でびまん性紅斑を繰り返し、加療に30日以上要した症例であったが、治癒が確認されている。

### (3) 考察

2019年度の異常事例は6件であった。内訳としては洗濯用洗剤、線香等によるものであったが、原因となった製品（化学物質）として線香では従前、皮膚障害の症例は見受けられなかったため、類似の症例の収集に努めるべきと考えられた。線香以外の製品における事例では、健康被害の内容ともに新たにみられたものではなかったこと、今後当該製品で類似の事故が増加することが懸念される状況ではなかった。しかしながら、入院加療が必要であったり、治療に30日以上を必要としており、健康被害は軽微とは言い難い事例であったことから、製品を使用する際の留意事項をまとめるとともに引き続き注視していく。報告全数では、ピアスやネックレス等の金属製品での事例が多く報告された。

なお、2019年度では、従前のモニター報告における報告数と大きな変化はなかったものの、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、今後、マスクの事例が多数報告される可能性がある。注視していくべき製品としてマスクを使用する際の留意事項をまとめているので参考にされたい。

### (4) 製品を使用する際の留意事項等

#### ○ マスク

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、健康被害事例の報告件数が増加しつつある。症状が発現した場合は、①当該製品の使用を止め、②炎症部位の治療のため外用剤を使用する。非アレルギー性の場合、マスクが皮膚にあたる部分との摩擦やマスク内の蒸れが原因となる場合が多く、原因は付着成分でない（貼付テスト（パッチテスト）で陽性反応がない）ことから、表面の拭きとりなどは、効果がない。なお、アトピー性皮膚炎の患者場合、皮膚のバリア層が壊れ刺激に対して敏感になっているため、マスクによる刺激や蒸れが悪化要因となる可能性がある。

### (5) まとめ

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因となる製品との接触によって発生する場合がほとんどである。事業者においては、家庭用品に使用する化学物質の種類、安全性、経時変化等に留意するとともに、製品設計の際には安全性に十分配慮し、事故の未然防止に努める必要がある。また、成分の安全性情報や類似製品による事故情報等の収集に努め、安全性に留意した対応を取るべきである。使用者においては、近年の流行の変化や新商品の発売により、人体にばく露される化学物質の種類も多様化しており、気付かずに原因製品の使用を継続すると、局所の障害が全身に広がり、症状の悪化を招くこともあるため、軽症であっても注意が必要である。



## 2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告

本報告は、公益財団法人 日本中毒情報センター（以下「JPIC」という。）に提供された問合せ事例の中から、家庭用品による吸入事故及び眼の被害事例（以下「吸入事故等」という。）について、収集・整理したものである。

※ JPIC は、消費者や医療機関の医師等からの種々の化学物質による急性の健康被害に関する問合せに応ずる機関である。JPIC で収集している情報は使用者等から直接寄せられ、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

### （1）調査対象・方法

#### ● 集計期間

2019年4月1日から2020年3月31日までにJPICから厚生労働省に健康被害事例として報告された、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。

#### ● 報告対象

JPICが収集している健康被害事例のうち、化学物質を原因とするまたは化学物質が原因と疑われる健康被害事例（薬機法、農薬取締法、肥料の品質の確保等に関する法律の対象製品及び燃料による事例は除く）。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因によると考えられる症例は含まない。ただし、防水スプレーに関してはその限りではない。

#### ● 調査（情報収集）・集計方法

JPICでの情報収集は、問合せ時に聴取した詳細な情報に加え、問合せ時以降の健康状態等について、医療機関に対してはアンケート用紙の郵送、その他の相談者に対しては電話によって追跡調査を行うことにより実施した。

本とりまとめでは、JPICから、健康被害事例として報告があったものの全数を「報告全数<sup>※1</sup>」とし、全数報告の内、重症度が以下の要件に該当する健康被害症例は、「異常事例<sup>※2</sup>」として集計した。

#### ※1 報告全数

全ての消費者製品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、発生件数（問合せ件数）1件を報告1件としている。これらの中には、1件に対して、複数製品が関与する場合や患者が複数名である場合が含まれている。

#### ※2 異常事例

「異常事例」では全ての消費者製品を対象とし、以下の重症度判断基準（薬機法施行規則第228条の20の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が1件以上発生した場合に報告している。

➤ 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。

- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が 30 日以上（加療 30 日以上）の事例。

## (2) 調査結果

2019 年度において、健康被害事例の報告全数は 180 件、うち「異常事例」に該当するのは 0 件であった。

### 1) 報告全数 180 件

2019 年度における概要を以下に示す。(表 2-1)。消費者、学校、薬局、消防署等経由で収集した健康被害事例が 173 件(96.1%)、受診した医療機関や医師が常駐する特別養護老人ホーム等経由で収集した健康被害事例が 7 件(3.9%)であった。最も多かったのは防水スプレー 66 件で、除菌剤 50 件と合わせて全体の 64%を占めた。

表 2-1 2019 年度・家庭用品による吸入事故等の報告全数

2019 年度	
家庭用品	件数
防水スプレー	66
除菌剤	50
洗剤(住宅用・家具用)	10
殺虫剤	9
防虫剤	6
防カビ剤	5
漂白剤	5
芳香・消臭・脱臭剤	4
シールはがし	3
忌避剤	2
接着剤	2
洗剤(洗濯用・台所用)	2
洗剤・洗剤(その他)	2
乾燥剤	1
ワックス	1
線香	1
塗料	1
その他の家庭用品	10
総数	180

患者の属性を以下に示す。(表 2-2)。患者の性別では、女性が 7 割以上を占めた。なお患者の属性は事例 1 件につき 1 名についてカウントし、1 事例に複数の患者がいた場合

は当該製品において健康被害を受けるリスクが最も高いと思われる患者（例：より年少の小児、高齢者等）を優先した。

表 2 - 2 2019 年度・家庭用品による吸入事故等の属性データ

		2019 年度	
		件数	%
性別	男性	46	25.6
	女性	132	73.3
	不明	2	1.1
年齢	0～9 歳	10	5.6
	10～19 歳	9	5.0
	20～29 歳	25	13.9
	30～39 歳	26	14.4
	40～49 歳	35	19.4
	50～59 歳	25	13.9
	60～69 歳	17	9.4
	70 歳以上	13	7.2
	不明	20	11.1
合計		180	100.0

製品ごとに、把握した含有成分等と報告された症状を以下に示す。

● 防水スプレーに関する健康被害事例（報告全数 66 件）

成分等	症状
フッ素樹脂（26 件）	咳・息苦しさ・胸部レントゲン異常等
シリコーン樹脂（7 件）	咳・喉の痛み等
シリコーン樹脂・フッ素樹脂の両成分を含むもの（10 件）	咳・息苦しさ・胸部レントゲン異常等
成分不明のもの（23 件）	咳・息苦しさ等

● 除菌剤に関する健康被害事例（報告全数 50 件）

成分等	症状
二酸化塩素（44 件）	眼の痛み・喉の痛み等
次亜塩素酸塩類（4 件）	喉の痛み・頭痛等
アルコール（2 件）	悪心等

● 洗淨剤(住宅用・家具用)に関する健康被害事例（報告全数 10 件）

成分等	症状
次亜塩素酸塩類（7 件）	眼の痛み・息苦しさ等
陰・非イオン性界面活性剤（3 件）	皮膚のしびれ等

● 殺虫剤に関する健康被害事例（報告全数 9 件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤（9 件）	咳・息苦しさ等

● 防虫剤に関する健康被害事例（報告全数 6 件）

成分等	症状
ナフタレン含有剤（3 件）	頭痛等
パラジクロルベンゼン含有剤（1 件）	眼の充血等
植物油（1 件）	眼の違和感等
成分不明のもの（1 件）	動悸等

● 防カビ剤に関する健康被害事例（報告全数 5 件）

成分等	症状
陽イオン系（4 件）	咳・息苦しさ等
イソプロピルメチルフェノール（1 件）	倦怠感等

● 漂白剤に関する健康被害事例（報告全数 5 件）

成分等	症状
次亜塩素酸塩類（4 件）	喉の違和感・息苦しさ等
過炭酸塩（1 件）	喉の違和感等

● 芳香・消臭・脱臭剤に関する健康被害事例（報告全数 4 件）

成分等	症状
植物精油（3 件）	喉の違和感・悪心等
成分不明のもの（1 件）	眼の違和感等

2) 異常事例 0 件

2019 年度における「異常事例」は 0 件であった。

(参考) 防水スプレー

原則報告対象に含まれない誤使用が原因であると考えられる症例報告のうち、治療のために入院が必要とされる事例が 1 件報告された。

## ◎Case 1

製品 防水スプレー

事例 30 歳代女性

状況等 マスクをせず換気しながら、防水スプレーを室内で使用した。翌日、呼吸苦のため受診し、胸部レントゲン検査で異常を認めて、6 日間入院した。室内使用に起因する健康被害と考えられた。

### (3) 考察

防水スプレーについては治療のために入院が必要とされる事例があったが、室内使用に起因する誤使用が原因であり、原因となった製品、健康被害の内容ともに新たにみられたものではなく、今後当該製品で類似の事故が増加することが懸念される状況ではなかった。しかしながら、入院加療を必要としており、健康被害は軽微とは言い難い事例であったことから、製品を使用する際の留意事項をまとめるとともに引き続き注視していく。なお、防水スプレーのみ誤使用による事例を集計しているが、これは過去に処方変更に伴う健康被害の増加を経験し、科学的な知見に基づく製品改良および自主基準やマニュアルの整備等により事故が減少した経緯があり、引き続き要注意の製品として注視しているためである。

報告全数では、防水スプレー、除菌剤だけで全体の約 2/3 を占めており、注視していくべき製品として防水スプレー及び除菌剤を使用する際の留意事項もまとめているので参考にされたい。

### (4) 製品を使用する際の留意事項等

#### ○ 防水スプレー

吸入事故等として、報告された事例の多い順に、①換気を十分せずに使用した事例、②製剤を風下から散布し、吸入した又は眼に入った事例、③人の近辺で使用し、影響が出た事例等が挙げられ、注意が必要である。本来は屋外で使用すべきものであるが、使用中の事故 66 件（報告全数）のうち、屋内や車内で使用した事例が 40 件（60.6%）と、十分な換気ができない場所で使用して吸入したと考えられる事例が多かった。異常事例 1 件もこのケースに該当するため注意が必要である。また、屋外で使用した際に風向きによって吸入したり眼に入ったりした事例も認めた。

スプレー式の製品は内容物が霧状となって空気中に拡散するため、製品の種類や成分に関わらず、吸入や眼に入る健康被害が発生しやすい。防水スプレーの使用にあたっては、使用上の注意をよく読み、用法・用量を含めて使用方法を正しく理解したうえで、風通しの良い屋外といった使用場所等についても考慮して、適正に使用する必要がある。なお、周囲に人、特に小児がいないことを確認してから使用すべきである。

## ○ 除菌剤

除菌剤の健康被害事例は新型コロナウイルス感染症の流行とともに増加している可能性がある。成分別では二酸化塩素含有製品による事例が44件と最も多く、次亜塩素酸含有製品が4件と続いた。塩素系の成分は、臭いが特徴的で刺激性があることから報告例が多いものと思われる。また、塩素系薬剤の使用直後に酸性物質を使用した場合や加熱によっても、塩素ガスが発生する可能性があるため、安易に複数の製品を併用しない等、使用者が使用方法に注意を払うことも必要である。特に呼吸器疾患のある患者等では緊急で受診が必要となる場合も想定され、そのリスクを十分に理解したうえで適切に使用する必要がある。

また、二酸化塩素製品はウイルス対策用としてここ10年ほどで家庭内でも広く使われるようになった新しい製品であり、使用経験及び安全性に関する情報について未だ十分とは言えない状況であり、今後も引き続き注視していく。

事業者においては、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、製品の特性を表示等により継続的に使用者に注意喚起し、不適正な使用の防止を図る必要がある。また、化学物質の安全性について使用者の関心が高くなっている中、化学物質の取扱いに際してどのような注意が必要か、万一事故が起こったときの対処方法等の情報が使用者から強く求められている。さらに、この製品群においては今後も新たな成分の登場が予想されるが、高齢者や小児を含むあらゆる人が日常生活で接する機会が多い家庭用品においては、安全性に関する情報を十分に収集し、細心の注意を払ったうえで採用し、製品化する必要がある。

### <参考>

防水スプレーについては、厚生労働省において、1998年に「防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き（第1版、第2版）」を作成した。その後、独立行政法人 国民生活センターの発表<sup>※1</sup>を踏まえ、使用する製品の対象が広がっていることが推測されたことから、家庭用防水スプレー製品に加え、適用範囲の見直し（衣料（繊維）用スプレー製品を追加）などを行い、2015年3月に、「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引（第3版）」<sup>※2</sup>として改訂した。事業者においては、一般社団法人日本エアゾール協会の「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準」<sup>※3</sup>を遵守するとともに、これらの資料についても活用されたい。

※1：「フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品の安全性－防水効果をうたっていない商品について－」（報道発表資料 2013年4月4日 独立行政法人 国民生活センター）  
[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130404\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20130404_1.pdf)

※2：家庭用防水スプレー等製品安全確保マニュアル作成の手引（第3版）（厚生労働省）  
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/bousui/bousuimanual3.pdf>

※3：家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準  
[https://www.aiaj.or.jp/img/lm\\_12/aerosol\\_4.pdf](https://www.aiaj.or.jp/img/lm_12/aerosol_4.pdf)

## (5) まとめ

事業者においては、成分の安全性情報や類似製品による事故情報等の収集に努め、安全性に留意した対応を取るべきである。利便性を高める意図で改良した製品での事故事例も報告されているので、製品設計の際には安全性にも十分配慮する必要がある。使用者においては、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮しながら使用することが新たな事故防止につながると考えられる。

また、呼吸器疾患、アレルギー体質など、化学物質の影響を受けやすい素因を持つ患者以外に、たまたま使用者の体調が悪い時に使用すること等によっても、症状が出やすい場合がある。事業者はこれらに十分に注意を払ったうえで、製品を製造、販売する必要がある。また、使用者もそのリスクを十分に理解したうえで適切に使用する必要がある。

さらに、近年インターネット等の普及により、製品及び情報の入手経路が多様化している。使用者においては、信頼性の低い情報に基づいた製品の使用及び適切な使用方法等がわからない製品の使用を控えることが事故の防止につながると考えられる。

万一事故が発生した場合には、症状の有無に関わらず、公益財団法人 日本中毒情報センターに問合せをしていただくこと、また、必要に応じて医療機関への受診を推奨する。

- \* 公益財団法人 日本中毒情報センター（連絡先：TEL）
  - 大阪中毒 110 番 072-727-2499（365 日 24 時間対応）
  - つくば中毒 110 番 029-852-9999（365 日 9 時～21 時対応）

## おわりに

「化学的健康被害症例対応システム」は2019年度から運用を開始したため、本とりまとめ報告は初版となる。皮膚障害においては、装飾品をはじめとする金属製品による健康被害事例が大半を占めている。また、吸入事故においては、防水スプレーや除菌剤が多く報告されている。

事業者においては、本報告書の事例等を参考に、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に対する積極的かつわかりやすい情報伝達を行い、適正使用の推進を図ることを願います。

消費者においても、本報告を契機に、家庭用品によって発生し得る健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識していただくとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮をお願いします。また、芳香のある柔軟仕上げ剤等については、自分にとっては快適なおいでも、他人には不快に感じることもあることから、特においへの感受性が高い人に配慮し、使用する際は表示を参照し使用方法・使用量を守ることを願います。

製品及び情報の入手経路が海外を含め多様化しているため、予期しない健康被害事例が発生しやすくなってきている。事業者は、新製品の開発や新たな使用状況が想定される場合は、公開されている各種化学物質のデータベース類を活用して、使用する化学物質の有害性情報の徹底した収集を行うことが必要である。また、消費者も製品安全に関する最新の情報の収集に努め、安全な製品の選択、適正使用のために活用することが望ましい。当室においてもホームページにおいて、化学物質や家庭用品の安全性に関する各種情報を提供しているので、適宜御参照いただきたい。

(参考) 家庭用品・化学物質関係ウェブサイト

- 化学物質安全対策室のホームページ (厚生労働省)  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>
- 個々の化学物質の情報検索 (ウェブガイド) (国立医薬品食品衛生研究所作成のデータベースリンク集)  
<http://www.nihs.go.jp/hse/link/webguide.html>
- 家庭用品等による急性中毒等の情報 (公益財団法人 日本中毒情報センター)  
<https://www.j-poison-ic.jp/>